

「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

息子の元妻が、息子の子供を無断で出産してしまいました。

Q

つかぬご相談に時間を取っていただいて、申し訳ありません。息子のことです。といっても40代のいい大人なので、親の私ではなく本人がご相談に上がるべきなのですが、仕事が忙しくてなかなか時間が取れないし、なんとなく気恥ずかしいというので、私が参りました。

息子は5年前に同い年の女性と結婚しました。夫婦共に高齢なので早く子供を作ろうと、不妊クリニックに通って、結局、夫婦の精子と卵子を体外受精させ、受精卵というのを作ったそうです。ですがその後、息子は相手とうまくいかなくなって家を出、離婚も考えていたのに、間もな

く相手は息子に無断で、凍結されたその受精卵を使って妊娠し、子供を産んだのです。受精胚を使うに当たっては夫である息子の同意も当然必要だったのですが、信じられないことには、息子の署名を偽造してクリニックに提出したようです。クリニックも夫に確かめてくれたら、こんなことにはならな

ったのです。あまりのことに私たちは怒りあきれて、孫の顔を見たいとも思いません。人に入ってもらってようやく離婚にこぎつけ、子供の親権者は相手になったのですが、養育費を求められるといったことよりも、そもそも勝手に作った子供を認めるわけにはいきません。なんとかならないでしょうか。



生まれてくる子に罪はありません。しかるべく接してあげてください。

A

それは大変お腹立ちのことでしょう。高齢なのでとにかく出産したかったのかもしれないし、あるいはいざ出産してしまえば離婚されないだろうと考えたのかもしれないませんが、私文書偽造は絶対に許されないことだし、そもそも生まれてくる子供のことを考えない身勝手な行動過ぎますね。

自然妊娠しかなかった昔には考えられなかったことですが、いわゆる生殖医療がここ数十年で著しく進み、今や16人に1人が体外受精児だそうです。日本では未だ借り腹は認めていませんが、夫以外の第三者の精子使用は当初から普通に行われていました。

その場合でも、夫が同意していれば、子の立場が考慮され、親子関係不存在確認の訴えを起すとしても棄却されてしまいます。ただ本件のように、別居中に不正な方法で勝手に妊娠・出産されたようなケースでは、否定してもらえないのではと考えます。ですが残念ながら、本件では無理だと思えます。なぜならば、

生物学的に親子関係があることは明らかだからです。不正な方法を使つての出産は、いわば手続きに瑕疵があるということですが、親子関係はあるかないかの二者択一ではありません。そもそも相手の女性は初期の段階で妊娠を知らせてはきたのですよね。厳しい言い方になるかもしれませんが、息子さんは同意の偽造を知り、その旨病院に異議を唱えることもできたのに、していない。つまり、黙示に同意していたと捉えられても仕方のない面があると思えます。

もちろん元妻に対しては、額は別として、慰謝料などの損害賠償を求めることはできると思いますよ。養育費を請求された場合には、経緯を申し立てて、通常より減額してもらえないかもしませんが、ゼロにはできないと思います。養育費の支払いは、子供さん自身の権利だからです。

以上、ご希望には添えなかったかもしれませんが、いずれにしろ子供さんには罪はないので、将来しかるべく接してあげられればと願う次第です。